

IX-NET サービス利用約款

当社は、IX-NET サービスの提供に関する約款を制定します。

なお、当社は、この約款を変更することがあります。この約款が変更された後における IX-NET サービスの利用に係る料金その他の提供条件は変更後の約款によります。また、この約款を変更するときは、当社は当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について掲示などにより通知します。

第 1 条(サービス内容)

当社が提供する IX-NET サービスは、次のサービスから構成されるものとします。

用語	説明
IX-NET サービス	<p>当社が提供する業務用国際インターネット通信サービスを言い、次の2つのプランで構成される。</p> <p>1)IX-NET クライアント接続型(帯域シェア型)</p> <ul style="list-style-type: none">・当社が提供する国際通信区間を帯域上限 2Mbps のベストエフォート接続型で提供するプラン・IX-Mini ルーター を提供(標準で 1 台提供) <p>2)IX-NET 基幹ネットワーク接続型(帯域保証型)</p> <ul style="list-style-type: none">・当社が提供する国際通信区間に対し、お客様の指定された帯域を保証して提供するプラン(最低ご利用帯域:2Mbps 以上、1Mbps 単位で指定可能)・IX-Router を提供(標準で 1 台提供)
IX-Mini ルーター、 IX-Router	<ul style="list-style-type: none">・IX-NET サービスに利用される当社提供の専用ルーターであって当社が指定するもの。・お客様要件に合わせて別途有償で追加ルーターをご提供することが可能。・また、保守用として別途有償でコールドスタンバイをご提供することも可能。

第 2 条(契約の申込)

IX-NET サービス契約の申込をしようとする者(以下「契約申込者」といいます。)は、当社所定の手続き(Webまたは書類による申込書の提出)によりするものとします。

2 当社は、次の各号に該当する場合には、契約の申込を拒絶することがあります。

- (1) IX-NET サービスの提供が技術的に困難と思われるとき
- (2) 契約申込者が IX-NET サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
- (3) 契約申込者が第 1 項の IX-NET サービスの申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき
- (4) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様にて IX-NET サービスを利用するおそれがあるとき
- (5) 契約申込者が当社又は IX-NET サービスの信用を毀損するおそれがある態様で IX-NET サービスを利用する

おそれがあるとき

(6) 当社が提供する IX-NET サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し、支障を与える態様にて IX-NET サービスを利用するおそれがあるとき

(7) 契約申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力(以下、「暴力団等」といいます。)、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者であるとき、又は反社会勢力であったと判明したとき。

第 3 条(契約事項の変更等)

契約者は、その名称又は住所に変更があったとき(相続並びに法人の合併及び会社分割による場合を含みます。)は、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

第 4 条(権利の譲渡等)

契約者は、第三者に対し、IX-NET サービス契約上の権利又は義務を譲渡又は移転することはできません。

第 5 条(機器等の管理)

契約者は、専用ルーターにつき、次のことを守るものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、専用ルーターの分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他ルーターとしての通常の用途以外の使用をしないこと
 - (2) 当社の承諾がある場合を除き、専用ルーターについて、賃与、譲渡その他の処分をしないこと
 - (3) 専用ルーターを善良な管理者の注意義務をもって管理すること
- 2 前項の規定に違反して専用ルーターを亡失し、又は毀損したときは、当該ルーターの回復又は修理に要する費用は、契約者が負担するものとします。
- 3 IX-NET サービス契約が事由の如何を問わず終了した場合には、原則として、契約者は、当該契約の終了日から 30 日以内に専用ルーターを当社に返還するものとします。

第 6 条(故障が生じた場合の措置等)

専用ルーターを利用している契約者は、専用ルーターに故障が生じたときは、可及的速やかにその旨を当社に通知していただきます。尚、契約者は専用ルーターに故障が生じたときは、既納品の予備機へ交換することで対応措置を行っていただきます。

- 2 前項の通知があったときは、当社は、契約者の請求に基づき代替の専用ルーターの送付を行います。この場合において、契約者は、代替機の到着日から 30 日以内に故障した専用ルーターを当社に送付するものとします。
- 3 専用ルーターの故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、IX-NET サービスの料金と別途に当社が請求する実費を支払うものとします。

第7条(亡失品に関する措置)

当社は、亡失品(第5条(機器等の管理)第2項により亡失した専用ルーター及び同条第3項に定める返還並びに第6条(故障が生じた場合の措置等)第2項に定める送付がなかった場合の当該ルーターをいいます。)の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとします。

- 2 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- 3 当社は、亡失品について、契約者における使用を妨げるものではありません。ただし、当社は、当該使用について一切の責任及び義務を負わないものとします。
- 4 前項の場合において、契約者は、第5条(機器等の管理)第1項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

第8条(責任及び保証の限定)

IX-NET サービスを用いて行う専用ルーターの接続、その他のネットワークに関する設定は、原則としてIX-NET サービスの内容には含まれず、契約者自身の責任において行っていただきます。

2 IX-NET サービスは以下の事項を保証するものではありません。

- (1) IX-NET サービスが常時可用であること。
- (2) 専用ルーター(代替機を含みます。)に故障が発生しないこと。

第9条(契約期間)

IX-NET サービスの利用期間は利用開始から1年間とし、期間満了の日の2カ月前までに契約者から書面(Eメール可)による契約終了の申し出が無い場合、及び利用停止日の確定がない場合、期間満了の日の翌日から自動的に1年間延長するものとし、その後もまた同様とします。

第10条(料金等)

当社は、契約者に対し、別途提出する見積書記載の料金(年額)並びにこれに対する消費税相当額を、当該料金に係るサービスの提供を開始した月に請求するものとし、契約者は、当社または当社が指定する代理店に対し、当該請求があった翌月の末日までに当該請求があった金額を支払うものとします。

- 2 契約期間の途中で契約者からIX-NET サービス契約の終了の申し出があった場合、ご利用期間にかかわらず返金はいたしません。
- 3 契約者がIX-NET サービスの料金及びその他の債務を支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年6%の割合で計算される金額を延滞利息として、料金その他債務と一括して、当社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。

第 11 条(機密保持)

契約者は、IX-NET サービスの利用に関し知り得た当社の技術情報及びサービスの内容を、当社があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に対し開示してはならないものとします。

- 2 当社は、IX-NET サービスの提供に関し知り得た契約者及び対象ネットワークに関する情報を、当該契約者があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に対し開示しません。
- 3 第 1 項及び前項の規定は、IX-NET サービス契約がその効力を失った後においてもなお効力を有するものとします。

第 12 条(第三者への委託)

当社は、IX-NET サービスの提供上必要となる当社の業務の一部を、当社が指定する第三者に委託することができるものとします。

第 13 条(利用の中断)

当社は、以下のいずれかが起こった場合は、一時的に IX-NET サービスを中断することがあります。

- (1) IX-NET サービスのシステム保守を定期的に又は緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電等により IX-NET サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により IX-NET サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により当社の提供ができなくなった場合
 - (5) 契約者と利用者又は第三者との間で紛争が生じたとき
 - (6) 当社に対する債務不履行による訴訟の提起がなされたとき
 - (7) 当社に対し、契約者に係るクレーム、請求等がなされ当社の業務に支障を来すと当社が判断したとき
 - (8) その他運用上或いは技術上、当社が IX-NET サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 地震、台風、水害、火災、戦争及びその他の予見不能な、またはこれから発生する結果を防止もしくは避けることのできない事由が生じ、本契約の履行が直接に影響を受け、契約された条件のとおり履行できなくなった場合には、当社は不可抗力事件として生じた理由及びその状況を速やかに契約者に通知します。尚、この場合において当社は契約者が IX-NET サービスの利用に関して被った損害について賠償の責任を負いません。

第 14 条(契約者の責任)

契約者は、IX-NET サービスを利用して次の行為を行わないものとします。

- 1) 国家の法律に違反する政治的なニュース(インターネット上の情報コンテンツを含む)の放送および伝達
- 2) 国家機密と国家安全を脅かす情報コンテンツの放送および伝達

- 3) 社会秩序、社会治安を乱す情報コンテンツ、特に視聴者を惑わす過激行為や猥褻な情報コンテンツの放送および伝達
- 4) 他社（国内外を問わない。以下同様とします）の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- 5) 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
- 6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれに勧誘する行為
- 7) IX-NET サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
- 8) 他社になりすまして IX-NET サービスを利用する行為
- 9) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- 10) サーバ等他社の設備の利用もしくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- 11) 各号のいずれかに該当する行為が見られるデータおよび情報等へのリンクを張る行為

第 15 条(利用の中止)

当社は、次に掲げる事由があるときは、IX-NET サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - (2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- 2 当社は、IX-NET サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第 1 号により中止する場合にあっては、その 14 日前までに、前項第 2 号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を掲示などで通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 16 条(利用の停止)

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、IX-NET サービスの提供を停止することがあります。

- (1) IX-NET サービス契約上の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - (2) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において IX-NET サービスを利用したとき
 - (3) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において IX-NET サービスを利用したとき
 - (4) この約款に定める契約者の義務に違反したとき
- 2 当社は、前項の規定により IX-NET サービスの提供を停止するときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 17 条(契約の解除)

当社は、契約者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、IX-NET サービス契約を解除することができます。

- (1) 第 16 条(利用の停止)第 1 項各号に定める事由に契約者が該当するとき
- (2) 契約者について、破産、会社更生、整理又は民事再生に係る申立があったとき
- (3) その他当社が解除するについてやむを得ない事由があると判断したとき

- 2 契約者は、当社に対し、解除の2ヶ月前までに書面(Eメール可)でその旨を通知し、当社から契約者へ利用停止日を書面(Eメール含む)で返信することにより、IX-NET サービス契約の解除が成立するものとします。
- 3 利用停止日以降、契約者は速やかに該当機器を当社へ返却するものとします。利用停止日から1ヶ月経過後もなお、契約者から当社へ機器の返却がない場合、本サービス1ヶ月相当額の費用を当社または当社が指定する代理店へお支払い頂きます。
- 4 契約者が第1項各号に該当したことにより当社が損害を被った場合、利用契約の解約の有無にかかわらず、当社が契約者に対し被った損害(第1項各号のうち契約者の責に帰すべき事由を原因として現実発生した通常の直接損害に限る。)の賠償を請求できるものとします。

第18条(サービスの終了)

当社は、都合によりIX-NET サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定によりIX-NET サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、掲示などの書面により、その旨を通知します。
- 3 前項の通知は、通知後3カ月経過した時点で全ての契約者に通知したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の通知を行うことによりIX-NET サービスの終了による契約者が被った損害について一切免責されるものとします。

第19条(管轄)

この約款又はこれに関する紛争に係る事件の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

附則

令和3年3月25日

この約款は、令和3年3月25日から実施します。

株式会社縁通